

現物給与とは？

現物給与とは、役員、従業員などが受ける『物や権利、経済的な利益』（会社負担の食事の現物支給や、レクリエーション費用など）のことです。受けた人の給与収入に含まれます。また、給与収入といっても所得税のかかるものとかからないものがあります。会社で支払った現物給与のうち「個人の給与として所得税がかかるもの」を見ていきましょう。

現物給与内容	所得税のかかる対象・条件
食事の支給	昼食等 1と2の片方でも該当する場合 1. 受けた人の負担金額が食事の価格の半額以下 2. その人に支給した食事の会社負担金額が月額3,500円以上 ※残業（通常時間外勤務）や宿直での場合はかかりません。
住宅等を低額で借りている	① 役員→ 通常の賃借料 - 実際の賃借料 の差額分（役員報酬） 通常の賃借料は、会社が借りている住宅の場合、会社支払いの家賃の金額。会社所有の住宅の場合は別途計算式があります。年度毎に計算。 実際の賃借料は、会社が役員から実際徴収している金額。
※権利金等は契約によって役員賞与（損金不算入）とされる場合がある	② 一般→ 通常の賃借料 - 実際の賃借料 の差額分 ※通常の賃借料の50%相当額を会社で徴収している場合はかかりません。 通常の賃借料、実際の賃借料については①の役員の場合と同じ
商品・製品等の値引販売	いずれかに該当する場合 1. 値引販売価格→会社の取得価格以下 →通常販売価格のおよそ70%以下 2. 値引率 →不均一、地位や勤続年数等に応じたバランスが保たれていない 3. 数量 →通常消費すると認められる程度を超えている
使用者負担のレクリエーション費用	特定の人のみを対象としたレクリエーション 1と2の片方でも該当する場合 や 個人的なもの 1.期間4泊5日以上（海外:目的地の滞在日数） 2.全従業員の50%以下の参加者 ※不参加者に金銭を支給 （自己都合での不参加） → 参加者・不参加者の両方に所得税かかる （業務上の都合で不参加） → 不参加者のみ所得税がかかる
※一般的なものは所得税はかからない	
業務のための電話料金補助	実際の業務使用実績が不明な場合 ※業務上必要な電話の通話料金を負担したときは所得税かからない
寄宿舍の電気料等の負担	※金額が通常生活に必要な少額・入居者の各人で金額が不明な場合は所得税かからない

上記で記載した現物給与は受けた人に所得税がかかるため、給与として源泉徴収が必要です。上記は一例ですので、ご不明な点がございましたら当事務所までご連絡ください。

